

留学生が特定技能1号へ変更申請する場合の注意点等



特定技能1号のポイント

- 就労が可能な特定産業分野：介護，ビルクリーニング，素形材産業，産業機械製造業，電気・電子情報関連産業，建設，造船・舶用工業，自動車整備，航空，宿泊，農業，漁業，飲食料品製造業，外食業
- 在留期間：1年，6か月又は4か月ごとの更新，通算で上限5年まで
- 技能水準：試験で確認
- 日本語能力水準：試験で確認（N4以上）
- 家族の帯同：基本的に認めない
- 受入れ機関又は登録支援機関による支援の対象

留学生が特定技能1号へ変更申請する場合の注意点

- 除籍・退学後に技能試験を受験し合格しても，有効とはみなされない。（在籍状況に係る資料の提出を求める場合あり）
- 特定技能の申請の際は，以下の公的義務の履行状況について確認が求められることから，予め準備する必要あり
 - ・ 確定申告（複数箇所アルバイトをした場合，手続はお住まいを管轄する税務署）
 - ・ 国民健康保険（手続はお住まいの市区町村の区役所・市役所・役場）
 - ・ 国民年金（手続は日本年金機構）